



龍動銀行事務
緒言
外國銀行主ト内國銀行主ノ別
内國銀行事務
切手ノ事ヲ論ス
交換所ノ方法
交換所規則ヲ報告

セイド氏著

一丁ヨリ
五丁マテ
六丁ヨリ
七丁マテ
七丁ヨリ
八丁マテ
九丁ヨリ
十丁マテ
十一丁ヨリ
十二丁マテ
十三丁ヨリ
十四丁マテ
十五丁ヨリ
十六丁マテ
十七丁ヨリ
十八丁マテ
十九丁ヨリ
二十丁マテ
二十一丁ヨリ
二十二丁マテ
二十三丁ヨリ
二十四丁マテ
二十五丁ヨリ
二十六丁マテ
二十七丁ヨリ
二十八丁マテ
二十九丁ヨリ
三十丁マテ
三十一丁ヨリ
三十二丁マテ
三十三丁ヨリ
三十四丁マテ
三十五丁ヨリ
三十六丁マテ
三十七丁ヨリ
三十八丁マテ
三十九丁ヨリ
四十丁マテ
四十一丁ヨリ
四十二丁マテ
四十三丁ヨリ
四十四丁マテ
四十五丁ヨリ
四十六丁マテ
四十七丁ヨリ
四十八丁マテ
四十九丁ヨリ
五十丁マテ



A.14
A 1123



緒言

此小劄子ハ佛蘭西日耳曼ノ銀行主其他ノ人ノ為メニ龍
 動ノ銀行支務ヲ交換所ノ方法ヲ一般ニ説明セント欲ス
 此創意ナリシニ友人某此ノ舉ヲ嘉賞シ特リ佛日人ニ止
 ラス英人ニモ適用セシメシメカ為メ英文ニ綴リテ其旨ヲ
 世ニ公セシメテ勸メラレタリ故ニ英人ハ既ニ熟知セル
 陳奮ノ支柄ト雖モ他國人ノ為メニ尚ホ之ヲ纓述セシモ
 ノ鮮カラス讀者幸ニ之ヲ諒セヨ
 佛人ハ多年英國銀行支務ノ方法ヲ自國ニ開カント欲レ
 其成功ノ觀ルヘキ無レト雖モ屢之ヲ舉行シ遂ニ盛ナル
 數箇ノ合本銀行ヲ成立シテ(コム)フトワルデスコント
 サイーテゼ子ラト此等切手ノ方法ヲ行ヒタリ然リ而ソ
 巨額ノ資本ト慎重ナル取扱トニ因テ上ノ諸銀行ハ繁昌

大正十一年四月
隈侯爵印

スト虽此世上ノ公益ヲ為スニ於テハ未夕英國ノ銀行並
銀行主ト同様ノ地位(即チ貨幣及ヒ貨幣ノ品位價格ヲ有
スルモノヲ簡便ナル方法ヲ以テ容易ニ交換スル金銀保
守人ノ地位)ニ達スルヲ能ハス切手ノ實際停頓ニ行ハル
、モノ甚ク僅クナリ(是ヲ以テ交換所ノ方法ハ未夕確乎
タル基礎ヲ立ルニ至ラズ)○佛國ニ於テ商業上ノ取引
大抵正金及ヒ銀行紙幣ヲ以テス故ニ仕拂人ハ之ヲ用意
セザルベカラズ受取人ハ之ヲ携帶セザルベカラズ故ニ
各銀行主ノ間互ニ金銀紙幣ヲ交換スルノ巨額ナレバ其
手代ガ奇異ナル仕着セノ衣帽ヲ着ケ手ニ金銀紙幣ヲ入
ル、小革囊ヲ提ケテ巴黎ノ府中ヲ來往スルモノ甚ク
多シ

佛國ノ經濟學士銀行主等ハ通貨ヲ節儉スルニハ交換所

ノ方法甚ク切要ナルヲ見テ又之ヲ自國ニ関カシテ見
望メリ余が見ル所ヲ以テスレハ目下ノ如ク佛國ニアル
過半ノ正金ヲ日耳曼へ償金トシテ割與セザルベカラザ
ル時ニ方テハ此方法ヲ用キテ幾分カ貨幣ノ切用ニ代ラ
シムレハ最モ便ナルベシト思ハル、ナリ
貨幣上ノ論議ト償金トシテ二億万磅ヲ佛ヨリ償却スルヲ
得ベキヤ否ヤトノ疑題ニ關係アル人ハ現時佛蘭西ニ幾
許ノ鑄造金アルカ又日へ償却セシ後テ本國ニ殘ルベシ
金幾何ナルカヲ知ルハ緊要ノトニシテ左ノ統計ニ就テ
見レハ大ヒニ裨益スルモノアラシ

自千七百九十年至千八百六十八年佛蘭西國鑄造金
高

金貨

二九六 四八七 一九二

銀貨

合計

自千八百四十八年至同六十八年	白銀鑄造金	一七、一五、七、四三、磅
自千八百六十二年同	伊太里同	一、四、七、六、九、〇、八、磅
自千八百五十一年至同	瑞士同	八、二、九、二、二、磅
合計		一九三、一三五、二三五、磅

右合計ノ内ヨリ第一等二帝國ノ第一帝國ハ第一等四世ヨリ波
 十四年迄第二帝國ハ第三世那波翁ノ治世ノ時金銀貨九
 千八百五十二年ヨリ同七十年迄ヲ云フノ時金銀貨九
 千万磅ヲ改鑄セリ其他外國ニ輸出セルモノ概テ銀貨九
 一億万磅ヲ諸般ノ消費ニ差引ト虽氏佛國ニ残
 ルモノ猶ホ三億四千万磅アルベシ千八百四十八年ヨリ
 千八百六十八年同ニ鑄造セルモノ、モニテモ左ノ如ク
 金貨
 二四九、四五六、三五二磅
 銀貨
 三四六、〇六、九二二
 合計
 二八四、〇六三、二七四磅

佛蘭西銀行ハ戦争 初メニ於テ金銀九百万磅ヲ所持
 セリ内半額ハ金塊ナリ此金額ハ千八百六十八年ヨリ千
 八百七十年迄ニ鑄造セシ金高ヲ合算スルキハ千八百七
 十年六月佛蘭西ニ於テ貨幣トシテ用斗タル積金ノ全額
 ハ三億三千万乃至ハ三億五千万磅ナリシト疑ヒナシ且
 ツ古ノ概算ハ「ポーエル、コエル、テール」氏ガ近頃製シタル
 計表ト殆ント合ヘリ同氏曰ク六千万磅ノ年賦金ヲ日耳
 曼ニ償却セシ後チ貨幣ノ佛國ニ残ルモノ尚ホ六十億
 ラシク即チ二億四千万磅ナリト之ニ補助貨幣ヲ加フル
 キハ千八百七十一年ノ末ニハ九七十億「フラン」即チ二
 億八千万磅ノ金アルヲ疑ヒナシ〇既ニ償却セシ六千万
 磅ノ外償却スヘキ高ハ尚ホ一億四千万磅ト其利息トア
 リ(九千五百万磅)是ヲ以テ全ク日耳曼ニ償却シタル後

佛國ニテ使用スルモノノ得ヘキモノ一億二千五百萬磅
 ルベシ此外他國ノ債主ガ佛ノ新公債日一八七二年ノ間數
 度ニ募リタルヲ買ヒ又諸類ノ物品ヲ買ヒタルノ少カラ
 ズ要スルニ凡一億五千萬磅ノ正金ハ尚ホ佛國ニ殘留ス
 ベシ

千八百十六年ヨリ六十八年迄英國ニテ鑄造セシモノ
 ハ

金貨	一九四〇一八四九六磅
銀貨	一九八六六五三
合計	二一三八八五〇九磅

右ノ内再鑄シ又ハ輸出セシモノ甚ク多シ
 当今英國内ニアリト臆笑スルモノハ
 金貨 八〇〇〇〇〇〇磅

銀銅貨

金銀塊	銀行其他	一三〇〇〇〇〇
合計	アルモノ	二〇〇〇〇〇〇
		一一三〇〇〇〇
		磅

然ルキハ英國ニテハ佛國ニテ日耳曼へ償金ヲ解給セシ
 後其國ニ殘ルベキ正金ヨリハ低額ヲ以テ却テ佛國ニ勝
 ル廣大ノ商業ヲ営ムナリ如何トナレハ佛蘭西ニテハ償
 金ヲ解キタル後其國ニ殘ルベキモノ一億五千萬磅ニ直
 ル正金ヲ保ツト虽モ英國ハ唯一億一千万ヨリ二千万
 迄ニ止マレバナリ

英國ニテハ銀行紙幣(即チ郷邑銀行ノ紙幣又ハ英倫銀行
 ニテ特許ヲ得テ發行スル千五百万磅ノ如ク唯信用ノミ
 ニシテ金貨金塊ヲ以テ交換スベカラザル紙幣ヲ云)ノ高
 ハ凡二千五百万磅ナリ佛國ニテハ當時不換紙幣ヲ發

スルモ殆ト八千方磅ナリ
佛國ニテハ一時正金ニ代用スルノ計策トシテ銀行紙幣ヲ用テ発行ヲ過多ニスルハ肯テ爲シ難キニ非ルベケレ
凡物品ノ價直ニ差響ヲ起サシメザルヲ能ハサルベシ其
差響タルヤ常ニ紙幣ノ價ヲ下落セシムルガユヘ人民ノ
習慣、商買、勤業ニ取テ甚ク有害ノモノナリ
我英國人が交換所ノ方法ヲ設ケテ少許ノ正金ヲ以テ莫
大ノ商業ヲ営ムガ如ク若シ佛國ニテモ交換所ヲ設クル
ニ於テハ過多ノ紙幣ヲ発行スルノ厭フベキトハ避ルヲ
得ベク且金貨ト紙幣ノ額ヲ節儉スルコトヲ得ベシ
然英國ニ於テハ銀行事務ハ通商ヲ進捗スルニ緊要ナル
コトヲ解シ經濟家ハ亦交換所ノ通商ニ於ル均シク緊要ノ
モノナルヲ知レリ故ニ銀行事務ト其之ニ關係アルモノ

トヲ合セテ之ヲ言フニ我國ノ銀行法ハ國人ノ交
シテ繁榮ナラシムル製造具ナリト云エ過稱ニハ非ルベ
シ然レ氏唯其一边ヨリ之ヲ論スルニキハ亦ク然ラサル
モノ有ラン到底勞ヲ省キ貨幣ヲ節スル上ニ於テ是未
明セシ中最良ノ器械ト稱スベシ而シテ交換所ハ又其冠ナ
リ其結構ノ完全ナルトハ全ク純粹ナル理論ニ根由スル
モノト云フベシ
我國ノ如キ銀行法ヲ他國ニ行ハントスルハ其國人ノ
際習慣ト差ニ通高ノ性質トニ因テ大ニ異同アリ是近
仙國ニテ成效ナカリシハ蓋シ之カ爲メナリト云フ若シ
剛毅ニシテ名望ヲ負ヘル人アリテ此方法ヲ設ケン
決定スルニ於テハ其方法行ハレシテ其日ニ至リテ
ハ却テ其國人民ノ習俗ヲ一変スルヲ得ベキト疑ヒ

五
六
七
八
九
十

一例ヲ舉言ハシ英國ニ於テハ唯時々銀行ノ方法ニ
正セシニ依テ實際ニ便利ヲ與ハ我輩ヲシテ銀行ノ法則
ヲ履行スルヲ得セシムルヲ高ナカラス故ニ此ノ割子
ニ於テ龍動銀行支務並ニ龍動交換所法ヲ講究スルモ何
ソ益無シトナサンヤ

龍動銀行法

交換所ニ於テ龍動銀行主ノ扱フ方法ヲ詳知セント欲セ
ハ先ツ其根本タル龍動銀行支務ヲ一般ニ了解セサル
ベカラズ

佛、日等ノ諸國ニ在リテハ自己ノ資本ヲ他人ニ貸付ケ得
意先ト勘定ヲ開キ或ヒハ公債証券、株式類、割引外國為換
手形、為換占斷、及ヒ諸國ト「ブ」レズ「ボ」ンデニス」等ニテ金
銀ヲ運轉スルモノヲ金主又ハ銀行主ト稱ス

第一 地方銀行主

地方銀行主ノ本業ハ得意人ト当坐預勘定ヲ開キテ金銀
ノ管守人トナリ或ハ預金ノ置キ処トナルニアリ右ノ金
銀ハ營業ノ模様ニ隨テ之ヲ使用シ又適當ナル抵当ヲ要

人ノ職ヲナセリ

東洋銀行、印土植民地ノ諸銀行並ニ龍動ニアル日自受銀
行其他同種類ノ舖頭ハ皆外國銀行主ノ名稱中
ニ列スベシ右ノ諸銀行ハ自己ノ勘定量^量工ニ於テ
金銀ヲ出納スルヲ本務トセズシテ孰レモ英國銀行主
ニ其勘定ヲ托セリ

故ニ今余茲ニ英國銀行主ト其事務ノ扱方ヲ構究スベシ
英國地方銀行主ハ金銀満期ノ為換手形代金取立手形等
ヲ得意先ヨリ受取り其金高ヲ得意先名前ノ債方折面
記入ス然ルニキハ大ニ勞カヲ節省スルヲ得ルヲ知ルニ
シ而シテ右商人ハ手形切手金銀ヲ手代丁稚等ニ携帶セ
シノ四方ニ登遣スルニ及バズ直キニ其手形紙幣ヲ其人
ノ銀行主ニ送付ス銀行ハ得意先ヨリ取立マル切手等

數夥シキユ一夫々ニ類別シテ之ヲ其仕扱フベキ地
送達ス故ニ一夫一旅行ニ數百ノ切手ヲ取立ルヲ
得ベシ若シ此方法ナクシバ商人ハ各自ニ使込ヲ送遣セ
サルベカラズ尤モ此方法ハ巴黎ニアル仏蘭西銀行ノ所
為ニ畧ホ類似スルヲ以テ吾人ノ能ク了知スル処ナル
シ而シテ得意先ノ多キモノハ二万人以上ノ得意先キアル
モノアリ費用極メテ少クノ而シテ其莫ク遂ルヲ得ヘシ
銀行主ハ右ノ如クメ取立タル金高ヲ得意先ノ債方
中ニ記入シ得意先ヨリ振出シタル切手又ハ銀行ヲ宛テ
振出シタル手形ゴラ仕扱フニ從テ之ヲ得意先
ノ借方ニ記入ス但シ前以テ得意先ノ債方ニ記入シタル
勘定アルニ非ンバ其手形切手等ハ仕扱ハザルヲミシテ
猶ホ金櫃中ニ用意ノ金子アルニ非ンバ扱出スル能ハガ

ルト一般ナリ銀行主ハ人ニ信用ヲ興ヘズ故ニ銀行主ノ
宛テ、切手ヲ振出サント欲セバ先ツ若干ノ金銀ヲ其銀
行主ニ入レサルベカラス

銀行主ハ当座預勘定アルニヨリテ其手形切手等ヲ仕拂
ヒ或ヒハ之ヲ取立ルノ勞アリト虽氏之カ為メ曾ノ別ニ
手数料ヲ取ルノ無シ如何トナレハ其方法ノ結構ハ其
大ニシテ且ツ節約ナルヲ以テ少許ノ報償アルハ足レ
バナリ

此少許ノ報償ト云ハ銀行主ノ手元ニ残シ置キ得意先ハ貸
方ニ記入スル至少引残高ナリ銀行主ハ此残高ニ付テ
ハ利息ヲ得意先ニ拂ハズ而メ自ラ之ヲ運轉シテ利息ヲ
得以テ当座預金勘定ヲ取扱フ手数料ノ報償トナヌナ
リ

假令ハ得意先ヨリ銀行主ノ手許ニ残シ置ク至少ノ引残
高ヲ一千磅ト仮定シ其利息ヲ三朱トスルハ一ケ年三
百磅ナルベシ銀行主ハ此三十磅ヲ以テ得意先ノ手形ヲ
取立テ切手ヲ拂出ス費用手数料等ニ充ツルニ足ルモノト
スルナリ

唯時々ノ取立ト仕拂ヲ要スル小勘定ニテハ至少引残
高トナスベキモノ百磅又ハ二百磅ニ過ザルナラハ一ケ
又大勘定ニシテ一日ノ受拂數十口ヨリ數百口ニ及ノ
ノニハ五千磅ヨリ五万磅ニ至ルヘモ

銀行主ノ費用ヲ償フニ足ルベシト仮定スル至少高ノ外
ニ尚ホ引残高ヲ残スハ銀行主ノ辞セザル処ナレバ得意
先ハ營業ノ實況ニヨリ或ハ又聲譽ヲ博セント欲ミテ多
數ヲ銀行主ニ残シ置ク人甚ク多シ尤得意先ハ間々其假

定セシ至少引残高ヨリ減少セシムルト虽此変數スル
ニ至ラザレバ銀行主ハ敢テ之ニ関セズ唯平均ノ差引高
ニ不足ナケレバ善シトス

至少引残高ニ付テ明白ノ約定モ無クソ銀行ト得意先ノ
間ニ勘定ヲ関クモノ甚ク多シ故ニ其引残高ハ通常得意先
ノ了見ヲ以テ残ニ置クナリ然トモ若シ銀行主ハ其引残
高ヲ以テ勘定取扱ノ手数ト入費ヲ償フニ足ラズト思考
スルハ其旨ヲ得意先ニ報道シ引残スベキ至少ノ高ヲ告
ク而シテ得意先ハ尚ホ其銀行主ニ勘定ヲ托セント欲スレ
バ其至少高ヲ引残ス丁勿論ナリ若シ得意先直チニ引残
高ヲ尽ク引出スハ勘定ヲ閉チタルモノトス
銀行主ハ引残高至少ナルニ於テハ一年ノ終リニ時宜
ニ依テ五磅或ヒ十磅ヲ得意先ニ賦課スルコトアリ

常中下等ノ銀行主トナセリ

謹勅ナル人ハ銀行ニテ平生知ル所ノ人ノ紹介ヲ得ルニ
於テハ上ノ方法ヲ以テ銀行ト勘定ヲ関クヲ得ベシ而シ
上等ノ銀行主ハ上等ノ勘定ヲ得ル丁勿論ナリ○得意人
ハ紹介ヲ得テ先ツ百磅五百磅千磅(或ハ以上)ヲ拂込
其名印ヲ記入シ而シテ後切手帳ヲ受取ルナリ此帳ハ銀行
ヲ宛テ、振出スニ用ウル為メ印刷シタル切手(毎票一辺
ニノ税印アリ)五十枚百枚或ハ五百枚ヲ一帖トナセリ
ノナリ其外又通帖ヲ受取ヘシ此帖ハ銀行主ト得意人ト
ノ間ニ往復(得意人カ其勘定ヲ檢セント欲スルキ)スル一
箇ノ小帖ニシテ銀行主ノ元帖勘定ヲ謄記セリ此通帖ハ
毎日ナリ毎週ナリ自己ノ勘定ト銀行主ノ勘定ト符合ス
ルヤ否ヤヲ視ルガ為メ得意人ノ用ニ供スルモノナリ○

ヲ振出スルヲ得ベシ而ノ銀行主ハ之ヲ仕拂フナリ然レ
氏銀行ヨリ供給シタル印刷ノ切手ヲ振出スラ通例トナ
ス
又得意人ハ切手ノ外猶ホ銀行主ノ許ニ於テ仕払フベキ
手形ヲ振ルヲ得ベシ尤ノ手形ノ例是レナリ

金三百十五磅也

西曆一千九百零一年六月十日

代價又領候間日附後三月限り此爲換手形面

金高三百十五磅ノ高ヲ下ラオン商會ノ名指人ハ

御拂渡有之便候也

フオンテーン商會

龍動スミツツ商會御中

右ノ手形ヲスミツツ商會ニ持卷スレハスミツツ商會
テ手形面朱唇ノ如ク横唇シテ兼諾ヲナスナリ此兼諾ヲ
ナシタル手形ハ其銀行ヲ宛テ、振出シタル切手ト異ナ
ルナリ而シテ其手形ノ期限来ルニ成ハ銀行主ハ之ヲ
仕払フナリ但其裏唇此裏唇ト稱スルモノ即チノ正否
付テハ銀行主其責ニ任スルトス得意人ハ右ノ手形ヲ
兼諾シ銀行ニ於テ仕払フベク唇シタル旨ヲ別ニ銀行主
ニ通知セス然レ其期ニ至ツテ銀行ノ手許ニ充分ノ列
残高ヲ残サ、ルベカラス然ラズンバ銀行主ハ之ヲ仕払
ハザルナリアルベシ○商會中兼諾各ノ爲ノニ一類ノ印ヲ
刻シ置キ手形ノ兼諾ヲナスナリ之ヲ捺メ而後名印ヲ署
スルモ、其多シ
然ラハ則テ龍動銀行主ノ主トスル營業ハ殆ント一箇ノ

器械ト一般ナルヲ知ルベシ銀行主ハ得意人ノ勘定者手
形等ヲ取立ル手数ト諸般ノ往來ヲ給スベキ債權ヲ保護
スル心勞トシ自カラ引受テ得意人ニ代ワテ出納方ノ職
ヲナスモノナリ

謹重ナル人々ハ自カラ商業ニ関スルト関セサルトヲ問
ハズ大抵右ノ如クノ銀行主ト当坐預勘定ヲ関ケリ貴族
學士僧尼等皆此勘定アリ而ノ右諸人中交際上相應ナル
地位ニ立ツモノ、為ノニハ必需ノ一ヶ條トス○叔唯益
具ノ一也ヨリ解ヲ下ス凡其便ナルハ論ヲ待ツサルナリ
外國銀行主外國商人其他一般ノ大商ハ金銀ヲ各自ノ鋪
頭ニ納置クニ及バサルヲ以テ殊ニ必用ナリトス(日用小
費ハ格別)若シ銀行勘定ノ無キニ於テハ自ラ諸般ノ往來
ヲナシ又ハ他ヨリ受取タル切手ヲ処分セサルベカラズ

其煩勞勝ユベカラザルナリ銀行ノ方法タル實ニ國內一
般ノ公認スル処タルヲ以テ商賣ニ関スル人ハ一般ノ風
習ニ徇ヒテ当坐預勘定ヲ関クニ非ンハ曾テ營業スル
能ハザルニ至ル○銀行主ハ其手許ニ存スル集合本銀額
以高引額ニシテヲ用キテ手形ヲ割引シ貸付金ヲナシ得意
人ハ融通ニ差支ナルキハ銀行ニ抵リ割引又ハ貸付ヲ乞
フヲ得ベシ而ノ銀行主適當ト考定スルキハ此等ノ為メ
ニ金銀ヲ貸與スルナリ銀行主ハ得意人ト取引ヲナシ
得意人ノ所得金高ヲ其貸方勘定中ニ記入スルニ得意
人ハ手形ヲ振出スルヲ得ベシ○得意人ハ銀行主トノ取
引ハ右ニ述ル如クナレバ所謂金銀管守人トシテ全ク其支
務ヲ殊ニセリ此取引ニテハ唯得意人ノ所得ノミヲ金銀
ト見做シテ其貸方勘定中ニ記入スルナリ(銀行主ハ割引

ヲナスベキ手形而ノ金高ヲ貸方ニ記入シ其利息高ヲ借方
ニ記入スルヲ通例トス
前條ニ於ケル融通ヲ得ント欲スル商人ハ銀行主ト勘定
ヲ開カザルベカラズ而シテ其勘定タル銀行主ノ意ニ適
セザルベカラザルハ明ラカナリ然ルニハ其返報トメ其
商人ハ割引ヲ以テ信用ヲ得或ハ信任スベキ人ナリキ
メ稱譽セラル、ヲ得ベキナリ
銀行主ハ手許ニアル集合本銀ヲ以テ利益ヲ得ルハ前條
ニ述ル所ヲ以テ瞭然ナラン然リト雖モ得意人ノ中貴族
僧尼平民及ヒ上ノ商人ノ如キハ唯金銀ヲ蓄積スルカ為
或ハ出シテ為スガ為メニ引残シ置キ割引貸付ヲ
請ハサルモノ甚ク多シ然リト雖モ一般ノ商人社会ハ之
ト殊ナリ上等商人ヲ除クノ外ハ皆時々銀行ノ援ケヲ請

ハザルベカラズ故ニ此ノ如キ人ニハ集合本銀ノ中ヲ以
テ割引貸付ヲ許セリ而シテ援ケヲ請フモノハ皆其銀行
ノ勘定ナルヲ以テ銀行主ハ其人ノ營業ノ模様ヲ判断シ
其類ニ從テ融通ヲナスヲ得
之ヲ概言スルニ英國銀行主ハ自己ノ金子ヲ貸付ケ人民
ニ對シテ債主トナルノ金主ニハ非スノ却テ依頼人ニ對
スル負債主ト稱スベシ故ニ運用スベキ自己ノ資本ヲ多
ク所持スルニ及ハザルナリ又唯本分ノ意味ヲ以テ論ベ
クニ銀行主ハ手形ノ割引ヲ許シ抵當ヲ取ツテ貸金ヲ為
スト雖モ得意人ノ金銀勘定ニ於テハ亦同シク其人ニ對
シテ負債者ト云ハサルベカラズ然リト雖モ上等ノ鋪頭
ハ金銀地面其他ノ家産ニテ巨万ノ富ヲ累ヌルモノ甚ク
多シ合本銀行ノ如キハ巨額ノ資本ヲ擁シ其責任ヲ負フ

ノ株主ハ年々莫太ノ割賦金ヲ得而ノ其株式ハ國人ノ資
本ヲ使用スル要品トナレリ
前ニ述ル如ク勘定中ノ過半ハ引残高ニ利息ヲ附スル
無シト雖モ若シ勘定甚ク溢ラザレバ而モ常ニ若干
ノ引残高アルモノニハ時トノ一ケ月中償方勘定ノ至少
引残高ハ一分以上銀行相場以下銀行相場ハ英論銀行
ハ二分ヨリノ割合ヲ以テ利息ヲ附シ之ヲ其人ノ償方勘
定中ニ記入スルヲアリ又龍動銀行主ハ期限ヲ定メテ
預金ヲナスヲアリ其期限短キモノハ七日或ハ十四日
ヨリ長キモノハ六ケ月或ハ一ケ年以上ニ至ル而モ銀行
主ノ負債ニ属スルモノハ此類ノ預金ヲ多シトス此預金
ハ固ヨリ当座預金程ノ準備ヲ要スルニ及バズ○此外龍
動銀行主ハ商會創立ノ際其商會ノ金銀管守人トナリテ

扱フヲアリ是レ唯一時金銀ヲ受取り之ヲ運用センカ為
メナリ
故ニ龍動銀行主ノ大主眼ハ成ル丈ケ僅カノ手数ヲ以テ
成ル丈ケ多クノ金銀ヲ聚集シ而シテ最大ノ利息ニテ之ヲ
運用シテ自カラ益スルニアルナリ故ニ預リ金ヲナス成
ハ之ニ適當ノ利息ヲ附シ又當座預ト雖モ静止シテ動カ
ザルモノニハ若干ノ利息ヲ附ス然リト雖モ過半ノ利益
ハ前ニ述ヘシ如ク利息ヲ附セザル勘定ニアリ得意人ハ
此勘定ヨリ利息ヲ得ザル代リトシテ取立仕拂ニ付テ貨
幣トモナリ利息トナルベキ商業上ノ便利ヲ得ルト至大
ナリ而シテ其節用ト便利トニヨリ發生スル一般ノ行為
道理ヲ充分ニ理解スル人ハ單ニ利息ヲ取ルヨリ勝ル
萬々ナルヲ了會スルナルベシ

銀行主ノ手許ニ収聚スル巨額ノ金ハ小ニシテ各人一己ノ
便益ヨリ大ニシテ内外商法ノ件ヲ至ル迄之ヲ使用スル
ニ皆一定ノ則アリ其則タルヤ実験ニ原ツク而シテ其実
驗ナルモノハ取分ケ驚慌ノ起ルニ過ラ毎ニ自カラ定
マルモノニシテ決シテ其則ニ背ク能ハサルモノナリ
故ニ上等ノ英國銀行主ハ運用セザル金銀ヲ随分ニ多ク
準備トナセリ○公債又ハ公債ニ非スト虽此之ト同等ノ
株式ニ金ヲ使用スルト有リト虽此地所ヲ以テ貸付ヲナ
サス又且使用シタル後ハ切迫ノ際速カニ其原價ニ復
スベキト能ハサルモノニハ貸付ヲナサス商品ノ取引ハ
違^トケテ関カラス然レ氏商品又ハ其証昏ノ如キハ時
トノハ添^ト抵^ト当^トトスルトアリ又取引先破産ニ及フ時ハ之
ヲ引受ルトアリ○手許ニアル高ノ内浮動シテ定数ナキ

部々ハ英國內ニ於テ仕拂フベク兼諾ヲ為レタル上等ノ
商人手形ヲ割引スルニ用キ或ヒハ得意人ヨリ他人ヲ宛
テ出シタル善良ノ当所手形ニ用キ稍靜定スル部々ハ
二週間位ニテ拂戻シテ得ヘキ公債ニ使用シ或ヒハ上等
ノ割引代買人ニ一時貸與スルガ為メニ手形ノ類ニ使用
スルトアリ要スルニ其資産ヲ安全ナルモノニ使用スル
ト緊要ナルカ故ニ上等ノ銀行主ハ大小ノ商業上ニ支變
起ルトアリトモ之ニ應スルニ足レリト思考スル方策ヲ
求メテ常ニ之ヲ踐行セリ
龍動銀行主ハ此重要ナル事務ノ外得意人ノ為メニ他ノ
職務ヲナセリ其事ハ預金又ハ抵当物ニ對シテ手形ノ承
諾ヲナシ龍動ト諸地方ノ間ニ金銀ノ振替ヲナシ為換手
形ヲ振出シ他方へ信用紙幣ヲ發行シ又其他巡回手形ト

稱スルモノヲ振出ス等是レナリ(然レモ外國通商爲換台
断、其他一切投機ノ事ニハ關係セズ)
故ニ英國銀行事務方法ニ因テ利益ヲ得ル處ノ主的ハ二ア
リ

第一 英國銀行主ハ人民ニ屬スル債財ニ商家ノ資本
ノ一部分ヲ保管レ其資本ヲ以テ一般ノ商業ヲ励マヌノ
人ナリ又世人ノ信用ノ評判ヲナシ其勘定取扱ヨリ生ス
ル利益ハ其銀行ノ種類ニ從ツテ分配スルモノナリ(社中
僅カ數久ニモテ私立ナルキハ之ヲ以テ自カラ利ニ合本
ナルキハ之ヲ株主ニ分配ス)
第二 市中注々銀行ヲ騙キテ其身上甚ク金融通ノヨキモ
ノナルヲ想ハシメンガ爲メ過分ニ引残高ヲ多クスルモ
ノアリ故ヲ以テ勘定ノ取扱ニ関シ多少ノ障碍無キ能ハ

ス然リト雖モ銀行主ハ直チニ之ヲ發見スルヲ得ルモノ
ナリ○言者アリ曰ク銀行中其鋪頭巨大ナルアリ或ハ
弊ノ割賦金ヲナスモノアリテ之カ爲メニ商人ノ利益
ヲ奪ヒ害ヲ商業上ニ遺ボスト少カラスト然レモ全局ヲ
以テ之ヲ論スルニ各銀行主ノ間ニ争競ヲ起スヲ以テ自
己ノ資本ヲ貸付ルモノ、如キ依怙ノ事アルナク且利息
ノ市中相庭ハ自由ニ定マリテ公平ノ活動ヲナストヲ得
ベシ○又曰ク銀行主ハ少シモ猶與ノ地ヲ遺サス金銀
ヲ使用スルヲ以テ其準備ハ不足ナリト然レモ英倫銀行
ニテ信用紙幣百五十万磅ヲ發行スル間、此準備ヲ以テ
自ラ益スルヲ得ヘシ唯此準備將ニ尽ントスル時ノ一驚
慌ノ惧レアルモノトス

第二 英國銀行主ハ当坐類ト切手ノ方法ケルニ依リ

テ貨幣ノ使用ヲ節畧スル是ナリ大ナル鋪頭ハ引残高共ニ預金ヲ合セテ一千万磅ヨリ二千五百万磅ニ至ル巨額ヲ保存セリ而シテ龍動府中ニ於テ一日ノ取引高平均二千万磅ニ超過ス此莫大ナル交易ハ大抵正金ヲ用ウルヲ無シ若シ茲ノ如キ巨大ノ商法ヲ保証スル方法ナクンバ正金ヲ用ウル更ニ此ヨリ大ナルべシ然レ氏茲ノ如ク優レタル機發ニ因リテ交際上ニ便益ヲ興フルノ大ナルニハ比較シ難カラン

龍動銀行法ノ器械タル部分ハ取扱方ニ於テ全ク差謬ナキヲ恰カモ算術ノ問題ニ於ケルカ如シ

去ノ要件タル交易所ノ実況ニヨリテ銀行方ノ成跡ハ大ニ殊ナルトアルベシ然レ氏吾ガ論点ヲ進メテ之レヲ説明スルニ先ツテ先ツ切手法ニ付テ佛

人等ノ論難ミテ其見ヲ誤マル処ヲ辨解スルト肝要ナルベシ

手ハ交易ノ紹介トシテ用ウルモノナリ云々ノ謬見ヲ起
セシハ蓋シ佛蘭西國ニテ注々英國ノ切手ヲ所持スルモ
ルヲ以テナリ然レモ英國内ニ於テハ茲ノ如キ一未
ク曾テアラザルナリ切手ハ直チニ仕拂ヒテ之ヲ廢棄ス
ル一例ナリ○佛人曰ク英國ニ於テ債主ハ仕拂トシテ切
手ヲ受取ラザルヲ得ス故ニ不正ノ人ノ詐偽ヲ行フ原ヲ
闕クナリト是亦謬見ト云ベシ他人ヨリ受取ルベキ金ア
ル人ハ其人ノ了簡次第ニテ切手ヲ受取ラズニテ金貨又
ハ銀行紙幣ヲ要クルヲ得ベシ切手ヲ受取ルハ善ク其
人ヲ知リタルモノ、ミ但シ商人中ノ取引ハ多分勘定ノミ
ニシテ切手ヲ受取ルト雖モ危難無キヲ記セザルベカラ
ズ仮令ハ茲ニ小賣商人アリテ商賣ヲ賣リカ勘定昏ヲ
送付スルキ得意人ハ切手ヲ以テ仕拂フ事ナリ若シ銀行

ニテ此切手ヲ仕拂ハザルニ於テハ無論此勘定ハ亦シ済
マサルトトス切手ヲ受取ルキハ切手ニテ請取申候ト記
スル請取旨ヲ出スモノアリ仮令切手ニテト云詞無キト
虽仕拂ハザル切手ヲ所持スルキハ其勘定ノ未済ナル証
トナスニ足レリ又切手ト共ニ商品ノ仕入ヲ申込ムトア
リ其時ハ賣人ノ心得次第ニテ要用ト思考スルキハ先ツ
其切手ヲ金ニ直シ然レ後テ貨物ヲ送付スルトアル
ベシ

故ニ業ニ信用ノ行ハルニ引大ヒナル地方ニテハ人
皆ナ危疑ノ心ナク切手ヲ受取レリ是レ銀行ニテ其切手
仕拂ヲ拒ムキハ随テ取引モ完結セザルヲ以テナリ
唯小賣商人ノ熟知セザル買方ノモノヲ目分ノ貨物ヲ渡
シ其代價トシテ切手ヲ受取ルキハ或ヒハ不都合ヲ生ス

ルトアリ故ニ小賣商人ハ買方ヲ熟知スルキハ格別其他
ハ一切金銀ヲ要スルト通例ナレハ買方モ能ク之ヲ了知
シ小買ヲナスニハ金銀ヲ用意スベシ否ラスニハ先ツ切
手ヲ金銀ニ直ストテ許諾セリ○直キニ受取ラント欲ス
ル貨物ヲ買ヒ其代價トシテ切手ヲ仕拂フキハ賣人ハ此
切手ヲ先ツ金ニ直サントテ告ベシ而シテ買人若シ之ヲ
拒ムキハ嫌疑ヲ受ルキ勿論ナリ○切手ヲ振出スノ権利
ナクソ之ヲ振出スモノハ詐偽ノ罰ニ処セラレベシ○取
引大ナル商業ニシテ切手ヲ當テニ貴價物ヲ渡スハ固ヨ
リ雙方熟知スルモノナリ仮令熟知スルモノト虽正金
又ハ銀行紙幣ヲ受取ルヲ乞フテ數ナリ而シテ相應ニ取
引大ヒナル商家ニテハ注々英倫銀行紙幣ヲ要スルヲ例
トナスモノアリ

所有品即チ賣物ヲ右ノ如ク現金ニテ賣買スルハ割合ニ少キヲ以テ例外トモ見做ス。實ニ商人中ノ取引ハ多分是迄任来リタル勘定ノ計算ヲ決定スル迄ノ一ニテ實際銀行ニ於テ切手ヲ仕拂ヒタルキ至リ始メテ其勘定ハ完帳トナリタルナリ故ニ切手法ハ詐偽ヲ生シ易シト云ハ無根ノ論ト謂フベシ。○不正ノ人ハ往往々輕忽ノ人ヲ瞞着シ贋偽ノ切手ヲ發スルコトアルハ恰カモ佛蘭西ニテ贋偽ノ為換手形ヲ行フガ如シ然レモ切手法ノ節用ト有益トニ害ヲ貽ガ如クハアラザルナリ切手ハ欺騙ヲナシ難キト為換手形ノ比ニ非ス為換手形ハ期日ニ至ル迄ハ時日ヲ經ルヲ以テ詐偽ヲナシ易トモ此切手ハ然ラス現存ノ間僅カニ直ニ引替ニ来ルコトハ詐偽ヲルキハ速ヤカニ發覺ス但シ少シク切手ノ

性質ヲ思フスルモノハ直チニ之ヲ了解スヘシ。○振出人ノ名印ニ詐偽アルキハ銀行主其責ニ任セザルニカラズ是ヲ以テ銀行主ハ得意人ノ所持スル切手帳ノ數ヲ記シ其切手ハ各体通リニ記載スルヤ否ヤヲ視察シ銀行ニテ全ク知ラザル人カ或ハ振出人其他知人ノ附添ノモノナク或ハ聊タリ氏名印ニ疑ハレキ処アル巨額ノ切手ヲ持参シテ仕拂ヲ要スルキハ其趣ヲ先ツ振出人ニ通知シ或ハ綿密ニ検査ヲ遂ケ仕拂ヲ要ムル人ヲ拘留スル方畧ヲナセリ。○出納方ハ原ヨリ得意人ノ名印ヲ詳知且此類ノ詐偽ハ甚タ稀レナルカ故ニ銀行主ハ切手ヲ取ルニ於テ猶豫延滞スルコト無シ

横書切手

詐偽贋造其他切手方法 付テ不便ノコトアリト想像スル

モノアリト虫氏横昏切手ト称スルモノアリテ其危
 難ハ免カル、ヲ得此昏中第一葉ニ掲ケタル昏式ハ即チ
 並切手ニシテ昏式中ノウ井リヤム氏又ハ其切手ノ所持
 人ハ之ヲ銀行ニ持参シテは拂ヲ要ムル其ハ其金ヲ受取
 ルヲ得ベシ(ウ井リヤム氏若シ其切手ノ裏面ニ記名ス
 ルキハ之ヲ名宛人ニ渡スヲ得ヘシ銀行ハ其記名ノ正
 否ニ付テハ固ヨリ其責ニ任セス直チニ其持参人ニ金高
 ヲ拂渡スナリ)扱右ノ如キ並切手ハ若シ所持人ノ遺失
 シテ他人ノヲ得ルハ其人自カラ所持人ト称セテ其金
 ヲ受取ルヲ得ベシ龍動ニ於テ日々用ウル巨額ノ切手数
 千枚中ニハ遺失竊盗ノ患無キ能ハザルヲ以テ此不便ヲ
 避ケンカ為メ横昏切手ヲ用ウ横昏切手トハ切手面ニ二
 線ヲ横畫シ其ニ線ノ末ニ單ニ「エンド、コムパニー」ノ字ヲ

記シ以テ宛モ「グリ、ン、エン、ド、コムパニー」マーテン、エン
 ドコムパニート云フ宛テノアルモノト同シカラシム
 「ウ井リヤム氏」ノ銀行主ハ「グリ、ン」ナリ「マーテン」ナリ又ハ
 其他ノ商會ナリ氏切手ニ横昏マニ以上ハ最早其切手ハ
 「ウ井リヤム氏」ニモ拂ハズ持参人ニモ拂ハス唯「ウ井リヤ
 ム」氏カ持参人ノ銀行主タル「グリ、ン」マーテン等ニ拂ヒ渡
 ストトス

島尾印

一、年、月、日
 テーバンク
 二十一番
 此切手持参
 二十三日
 商會

上ノ例ニテハ「ウ井リヤム」ト云フ人ハ尊敬スヘキ商人ニ
 シテ既ニ一箇ノ龍動銀行主ト当座預勘定ヲ開ケリ然レ
 「スミツツ」商會ニテハ其銀行主ノ名ヲ知ラス故ニ唯横昏
 シテ「エンド、コムパニ」ト云フ文字ヲ記スルナリ扱之ヲ
 横昏セル後ハ切手ヲ仕拂フニ必ス銀行主ノ手ヲ經ザル
 ベカラザルノトス

七十八番
 龍動銀行
 ロンドニ
 エニドカ
 コムパニ
 トスト
 二百五
 三シ
 フレデ
 人エ
 候
 205-3-6

龍動ノ市ハ「ナ府内」ノ商業地ニハ三十五ノ地方銀行主
 アリテ「西隅」ノ十七銀行主ヲ除ク横昏切手ハ銀行ノ代人
 ノ手ヨリ仕払ノ銀行ノ代人ニ渡サ、ルベカラス故ニ三
 十五ノ銀行主ニ其代人ハ互ヒニ熟知セリ
 切手受取人ノ銀行主ハ其代人ヲ知ルキハ振出人直キ
 ニ其名ヲ横昏マルナリ或ハ切手ヲ受取ルキ振出人
 ヲメ之ヲ横昏セシムルナリ又自カラ我銀行主ノ名ヲ
 記シ之ヲ自分ノ勘定ニ振込ムナリ此方法ヲ行フキハ切手
 ノ便不便ハ知ルベキ身横昏切手ハ遺失スルナリトモ
 毛拾ヒ得タル人ノ用ナルヲ能ハス如何トヤレハ此切
 手ハ銀行主ノ取立ベキモノナルヲ以テナリ若シ「エンド、
 コムパニ」トノミ書メ銀行主ノ名ヲ載セザル切手ヲ得
 テ不正ノ処置ヲナシ之ヲ自分ノ銀行ニ振込ムキハ且チ

二十四
 龍動銀行

ニ其露スベシ之ト用シク切手ニ價造ガアルモハ其キ
ニ其本人ヲ踪跡スルヲ得ベシ是以テ並切手ニハ詐偽
ヲ行フコトヲ得ベキモ横昏切手ヲ用ウルニ因テ其弊害大
ニ減少シ当令過半ノ商業ハ皆此横昏切手ニ頼ラザル
ハ無シ○國中ニテ商業ヲ營ミ推カヲ有スル人ハ皆銀行
ト勘定ヲ開クコトヲ前ニ迷ベクレバ此交換方ノ便利
適好ナルコトヲ知ルハ難キニ非ザルベシ
並切手ヲ稱スルモノ、行ハル、ハ極メテ僅々ニシテ且
一般ニ小金ニ限レテ商人ハ横昏切手ノミヲ振出スモノ
多シ而シテ小取引ニテ金貨又ハ紙幣要用ノ事アレバ切
手面ニ其旨ヲ昏シ面識ナキ人ニ金銀ヲ借ルナリ、尤モ面識ナ
キ人又ハ自ラ其危難ヲ甘受スルモノニハ並切手ヲ渡

スナアリ、モ此面識ナキ人又ハ疑ハシキ人巨額ノ切手
ヲ持テシテは私ヲ需ムルモ銀行ノ出納方ハ常ニ活眼
ヲ開キ支務ニ延滞ヲ起サス其人ニ知ラシメガル様ニシ
テ好処分ヲナセリ
扱テ読者ハ英國ニ於テ小賣花ニ時々ノ正金取引ノ外ハ
大抵横昏切手ヲ以テ勘定ヲ結ビ而シテ此便利ナル交易ノ
要具ハ日々出入流通スルコト恰カモ噴泉ノ晝夜ヲ含テザ
ルガ如クナルヲ認得タルナルベシ
通常ノ切手^{横昏ト}横昏トハ此交易具ノ要部ヲ占ムルモノ
ニテ引受ヲナシタル為換形其他之ニ類似ハ昏類ハ切
手ノ変体ト云フベシ商人ハ簿冊上ニテ切手並ニ即
時拂ノ手形ヲバ金銀ノ項内ニ入レ又銀行主ニ払込マシ
カ為メ金銀有高ノ勘定ヲナスモハ矢張り切手ヲ其一部

トナセリ、尤モ為換手形ノ受取手形ノ勘定中ニ記入シ、期日ニ至レハ金銀勘定中ニ記入スルヲ勿論ナリ。以上切手法ニ横書切手ノ殊ニ便ナルヲ解道セシテ以テ讀者ハ今此洪流ノ傾瀉シテ其レヨリ再ヒ諸溝ニ分流シ直チニ吸入地ニ至ル其滙會タル龍動交換所方法ヲ會得スルニ於テ適合ナルベシト思ハル、ナリ。

龍動銀行主

銀行ト勘定ヲ開クモノハ切手々形等ヲ銀行主ニ払込メバ銀行主ハ聚合シテ之ヲ取立ルヲ以テ商人其他ノ人ハ大ヒニ其手数を省クヲ得ベシト述バタリシカ交換所ハ又其銀行主ヲノ力カラ節省セシムルノ器具ナリ故ニ其社中タル諸銀行主ハ一日間ニ取集メタル切手ヲ交換所ニ持チ寄リテ互ニ之ヲ交換セリ。

各銀行主ハ此ヲノ識別シ易カラシメン為ノ思ヒ、ノ体裁ニ切手ヲ印刷シ之ヲ得意人ニ渡シ置ケリ或ハ青緑或ハ黒色ノ肉ヲ以テ印刷シ或ハ淡色質ノ紙ヲ用テ其体裁各異ナリ依シ當今「モーヴ」赤色、^ア色ノ肉ヲ以テ印刷シタル切手ヲ多シトス。○交換所アルキハ銀行主ハ唯切手ヲ分類シ當日受取ルベキモノ若干ニシテ仕扱フベキモノ若干ナルヲ見差引残高ヲ立テ、消債ヲ定ムルノミ。交換所ノ扱向ハ唯銀行主ノ器具タルヲハ吾人ノ推測シ得ル処ナルベケレバ措テ論セズ直チニ歩ヲ進メテ其実際ノ取扱方切手ノ真贋ヲ証明スル手續ニ仕扱ハザル切手ノ返却方ヲ辨明セントス。交換所ノ起原○今ヲ距ルテ數十年未ク交換所ニ設ケテキキニ方リテ銀行主ハ一日間ニ取集メタル切手、互ニ

ニ其名宛ノ銀行ニ持券シテ引換ナルヲ引キ令ハ
「グリント」ル氏ノ手代切手ヲ取立テシカ為ノ「ミス」ニ
「シ」氏ノ「頭」ニ住ケバ「ミス」ニ「シ」氏ノ手代ハ「ス」ガリ
ン「ミ」ル氏ニ住キテ取立ツルモノアルベシ
「グリ」氏ノ手代ハ右ノ切手ヲ「ミス」氏ノ勘定場ニ持券
シテ其真贋ヲ証明シ之ヲ仕拂フ迄ノ時間ヲ待タザルベ
カラヌ又仕払タル金高ハ携ヘ取りテ主人ニ渡サ、ルベ
カラヌ「ミス」氏ノ手代モ亦同シク此等ヲ費ヤサ、ルベカ
ラス
此ノ如クノ雙方ノ切手取立人ハ昼食時間茶店ニ邂逅セ
シ「数」回ナリシガ一日「グリ」氏ノ手代某「ミス」氏ノ手
代ニ謂フ曰ク
僕ハ貴行ヲ宛テ「振」出シタル切手百枚金高八萬

六千五百磅ヲ所持シ足下ハ亦敝店ノ切手六十七枚金
高九万磅ヲ所持セリ「豆」ニ高談ノ上忘却セサル様ニ此
切手ノ數ヲ一紙ニ認メ足下ノ切手ハ僕々ノ切手ハ足
下ニ與ヘ「豆」ニ交易シテ持チ取り照査シテ異談ナクシ
ハ後剋復此ニ会シ足下ニ差引残高三千五百磅ヲ払ハ
、如何而シテ若シ切手ニ異談有ルカ又ハ故障有リテ
払ヒ出ス能ハザル「豆」有ラハ後剋金ト共ニ持チ来テ其
高ヲ差引テ払ハン因テ相諾シテ而シテ「誤」レ更ニ後回
ニ相會セン「豆」期ス
右ハ一報告昏ニ説ク処ニシテ必ス其然ルヤ否ヤヲ知ラ
ズト「豆」氏「ミス」ルニ此類ノ「豆」ヨリ切手ノ交換起リテ時間
ト劣カト「豆」省キ金銀携帯ノ危難ヲ免ル、ヲ視ルヨリ他
ノ手代モ亦之ニ倣ヒ「透」ニ諸銀行主ハ之カ為「時」一箇

所ヲ設ケケルニ疑トナシ是今日ノ如キ方法完全ナル交
換所ノ起原ナリ

銀主交換所

交換所ハ政府ト關係アル官署ニアラス利益ヲ得ント謀
ル株主等ノ資本ヲ集合セル合本銀行ノ如キ鋪頭ニアラ
ス又毫モ金錢ノ利益アルモノニ非ス唯各自ノ用ヲ辨シ
各自ノ目的ヲ達スル為メ自カラ費用ヲ辨シテ設置セシ
モノニテ私ニ會同スル社團ト異ナル一無シ而シテ譬ヒ私
立ニ屬スト雖此社團アルカ為メニ人民ハ間接ニ便益
ヲ被ワルト僅少ナラザルヲ知ラズンバアル可ラス
交換所ハ今ヲ距ル九ノ八十年前巨擘ノ銀行主數人共同
シテ之ヲ設立シタリ而シテ之ニ附屬スル一切ノ家産ハ
其銀行主ノ所有ナリ其建築ハ大ナル平家ノ一室ニシテ
各案數十基ヲ排列シ唯社中ノ代人ノミ此ニ入ルヲ得シ
ポイント、ストック、バンク、并ニ其地交換所設立後ニ創立

セシ新銀行ハ或ハ他ノ周旋ニ因リ或ハ社中一紙ニ便
利ナルカ爲メニ入社ヲ許サル、モ人多シ而シテ其諸入
費ハ共同ニテ辨スルノ勿論ナリ
龍動府中三十五ノ銀行主、内左ノ二十六銀行ハ当令ノ
社中ナリ

「アライエンス、バンク、リミテッド」

「バンク、オフ、イングランド」

「バークレイ、ベグハン、エンド、コムパニー」

「バークレイ、ホルン、エンド、コムパニー」

「ブサニコエ、エンド、コムパニー」

「ブラウン、ミヤンソン、エンド、コムパニー」

「シティー、バンク」

「コンソリデーテッド、バンク、リミテッド」

「デムス、デ、ル、エンド、コムパニー」

「フリーラル、バンバリー、エンド、コムパニー」

「クリン、エンド、コムパニー」

「イムペリアル、バンク、リミテッド」

「ロンドン、エンド、カンター、バンク」

「ロンドン、デロイント、ストック、バンク」

「ロンドン、エンド、ウエストミンスターバンク、エンド、イッ、サ
ウス、ワーク、ブランチ」

「マーティン」

「メトロポリタン、バンク、リミテッド」

「ナショナル、バンク」

「ナショナル、プロヴィンシャル、バンク」

「プレスコット、グロッド、エンド、コムパニー」

ロバルツ、ラボッタ、エドニムパニー
ス、ワ、マ、イン、エ、ト、ユムパニート
ユニオンバンク
ウ井リヤムス、エント、コムパニー
ウ井リス、ホルジギバル、エ、ド、コムパニー
右ハ悉ク府内銀行主ニシテ金銀ノ大取引アリ船舶ノ出
入繁劇ナル龍動ノ中心ニ於テ営業スルモノナリ西龍動
ノ大銀行主「ゴトツ、エント、コムパニー」ランフン、エント、
コムパニート等ハ其営業多ク其区内ノ貴族、教師、博士、小賣
商人ナド、関係アリ且交換所トハ遠隔ナルヲ以テ其
社中ニ入ラス又近年龍動府内ニ創立セル小銀行アリト
蛭氏其事務未タ重要ナラザルユヘ入社ヲ許サレ然ル
所以ノモノ、是迄社中タルモノ假令ヒ世間ノ信用ヲ失

ヒ其営業ヲ維持スル可能ハ、コレテ鎖店スルモノアリハモ
交換差引ヲ清算スルコト能ハザルモノハ未タ嘗テアリラス
ト蛭氏容易ニ入社ヲ許サ、ルコト手堅ナレバナリ故ニ交
換所社中ノ銀行主ハ他ノ銀行主ト自カラ差等アリ
交換所ノ社負ニ非ル銀行主ハ通常ノ手續ヲ以テ切手々
形ノ受拂ヲナサ、ルヘカラズ
バンク、オフ、イングラントハ当時社中タリト蛭氏特別ノ
約束ヲナセリ
交換所ハ「ロンバード、ストリート」ト「キング、ウ井リヤム、ス
ト」ト共ニ街名ノ間ニアリ○銀行事務、交換計簿等ニ熟達
セル紳士二人検査役トナリテ交換差引、決算、整正ス
其他厨役数人ヲ置ク、外勤ニ役員ト稱スヘキモノアリハ
無シ其中ノ事務ハ、諸報「ヨリ」差出ス所ノ交換各記自カ

ラ之ヲ辨理ヤリ
二十六銀行ノ手代ハ各一日間ニ取集メタル切手ヲユニ
交換セシメタメ此ニ集會ス其齎セル切手ハ二十五包ニ
分テ每包金高ヲ記載シタル切手ノ目録ヲ添フ○各銀行
ハ又二十五ノ銀行ヲテ取集メタル切手ヲ受取り之ヲ証
明シ逸々勘定ヲ立テ拂出スベキモノハ之ヲ借付トモ受
取ルベキモノハ貸方トス○貸借ノ差總テ二十五口アリ
テ其差ハ逐ニ集マリテ一銀行ノ借高トナルナリ故ニ二
十五ノ銀行主ハ各自ニ差引ヲ立テ、其決算ヲナセリ尤
モ各銀行主ノ間ニ起ル差引ハ惣貸借金高ヨリ之ヲ謂ヘ
バ唯其内ノ一小部分ヲ占ムルノミ○右ノ如クニ銀行主
ノ間ニ交換スル切手ノ高數百萬磅ノ多キニ至ル
バ一日ノ差引殘時トモテ數十萬磅ニ至ルナリ或ハ唯

數百磅ニテ止マルナリ然レモ大ニナル銀行ハ切手ノ
受拂ヲナスノ亦從ツテ大ナルヲ知ラヌンバアルカ
ス
扱此交換所ニテハ何程ノ取引ヲ為スカ吾人ハ交換所ノ
日報ヲ見レハ其事務ノ洪大ナルヲ知ルニ足ラン同所ニ
テ一日ノ取引ハ九八百萬磅ヨリ四千萬磅ニ至レリ就中毎
月二度ノ株式取引所ノ限月約定日ニハ取引最モ繁シ○
千八百七十年ヨリ同七十一年ニ至ルノ間交換所ノ手ヲ
經タルモノ四十億磅以上ニテ一日交換ノ切手數ハ六万
枚ヨリ八万枚ニ及ベリ○先年ハ銀行並ハ切手ノ目録
ヲ作りシニ唯加算シテ其和ヲ見ル為メナレハ密接シテ
記シテ其目録ノ紙ノ金長三百
ト以上ニ至ル
トアリタリ

右ノ如ク洪大
ナキ能ハガ
説スベシ
交換所ノ事務ハ左ノ五項ニ分ツテ説下スルヲ佳トス

第一 受取交換

第二 仕拂交換

第三 差引

第四 返却

第五 差引決算

右ノ五項ヲ合シタルモノハ乃チ交換所ニテ取扱フ事務ノ全局ナリト知ルヘシ

受取交換

各銀行主ハ此ニ言フ銀行主ハ各銀行交換掛リノ尺記ナ

リ一日間ニ受取リタル切手ヲ交換所ニ持参ス此切手ハ二十五包ニ類別シ各包其切手ノ高ヲ記スル目錄切手高ノ加算ヲ爲シ且遺忘ニ備ヘシ爲メナリ此目錄ハ唯金額ノ折ヲ罰書スル一箇ノ帳面ニ作レルモノナリ(金額ノ折ノミヲ罰書スル所以ハ各銀行主ノ名ハ豫シノ印刷スルヲ以テ金額ヲ唯其名ノ下ニ記入スルノミニテ足レバナリ)此帳ヲ外交換ト呼ビ或ハ受取交換ト稱ス各銀行主ハ各此帳面一箇ヲ所持シ二十五銀行主ノ名前ノ下ニ其取立ヘキ切手ノ金高ヲ記ハス○各各記ハ右ノ如ク類別シ各自ノ金高ヲ外交換帳ニ記入シ總高ヲ記スルモノヲ添ヘテ二十五包ヲ其銀行各記ノ案頭ニ置キ各各記ヲシテ自ナリ其高ヲ記入シ之ヲ加算シ検査ヲ遂ル然レ後之ヲ切手所持

ハ〇切手ヲ送リ
ニ及ハシテ差引次第ヲナスハ一日ノ終リニアト
其差引ニ着手ス〇切手ノ前ノ夜リ又早朝ニ郵送
スルモノアリ而シテ早朝ニ切手ヲ拵込ムモノ亦頗ル多
シ此類ノ切手ハ午後二時ヨリ四時マテニ他ノ切手ノ悉
ク集マルヲ待タズ早朝ニ集マリタル切手ハ午後第一時
マテノ内ニ交換所ニ送り事務繁劇ナル三時四時ニ至
ラザル前ニ検査シテ假ニ交換ス〇斯ク一日中二十六銀
行ヨリ持寄ル切手ノ数モ幾度ニモ交換シテ互ニ目録
ヲ作り其日ノ終リニ至リテ目録前掲ノ如ク各銀行ノ外
交換帳ニ記入シタルモノノ總高ヲ加算スルナリ

仕拂交換

扱テ一ノ銀行主ハ他ノ二十五銀行主ニ各一包ノ切手ヲ
渡シタルヲ以テ又自己テ宛テ振出シタル切手
ハ他ノ二十五銀行ヨリ受取ルヘシ此切手ヲ所持スル
銀行ハ前以テ其人ノ受取交換即チ外交換帳ハ切手ノ總
高ヲ記入シタルモノニテ之ヲ自己ノ内交換即チ仕拂交
換帳中ノ借方勘定中ニ記入セザルベカラズ此帳ハ受取
交換帳ノ如ク金額ノ折ヲ對査スルモノニシテ切手ノ包
ヲ所持スル各銀行主ノ名前下ニ切手ノ金高ヲ記入スル
ナリ且受取交換ト同シク券額ヲ便スル為メ一日
間數度ニ切手ヲ受取レリ〇切手ノ金高ノミハ惣テ
前ニ述ルル如ク初メ受取人次ニ仕拂人ト必ス兩度ニ記入
スルヲ以テ一方ノ記入ニ誤リアリト雖モ他帳ヲ以テ校
正スルヲ得

直チニ其切手
出シテハ注意人ノ借方勘定中ニ記入セシム共ニ注意人
ノ勘定中ニ預金ノ不足ナルカ又ハ各体ニ不正ナル丁ア
ル代ハ直チニ返却ノ手續ヲス

差引

各銀行主ハ一日ノ終リニ枚テ其日取集メタル手取切手
ノ目錄二十五ヲ作り之ガ合計ヲナステ前述ノ如クナレ
ハ各銀行主ノ受取ルベキモノ二十五仕拂フヘキモノ二
十五アル丁瞭ラカチリ假設ハ「ロバルツポック、エント、コ
ムパニール」所持スル「ロンドン、エント、ウエストミンスト
ル、バンク」宛ノ切手惣高六十五万二千七百十六磅六時令
六便尼ニシテ「ロンドン、エント、ウエストミンスト」ハン
クノ所持スル切手五十壹万三千四百十四磅五時令六便

尼ナレバ差引残「ロバルツ、コムパニール」ノ受取ルベキ高十
三万九千三百零二磅一時令ナリ此十三万磅余ノ
トキハ双方ノ合計百十六万六千百三十磅十二時令ノ目
額ノ仕拂ヲ済マスニ足ルベシ（此仕拂ノ濟方ハ後葉差引
決算ノ章中ニ説明スヘシ）○各銀行ノ間ニ生スル差引ハ
双方ヨリ出シ置ク交換各記全ク之ヲ措辦ス而シテ目錄
ヲ作り彼此互ニ對照シテ謬リナク且其差引高ヲ覈知ス
ル丁モ亦此各記ノ仕トス

返却

許多ノ切手々形 内ニ 往々仕拂テ返却スルモノ
ノアルハ論ナリ扱テ返却スルハ重クニ裏各ノ不正ナ
ルカ列強高ノ不足ナルカ或ハ申送リノナキ手形（内地手
形ニモテ龍切

返却スルコト
渡大哀令ノ祖忽ナル事忽ニ其頃序ヲ錯マルヨシ生スル
モノ多シ(批出人ノ麤漏ニヨリ)往々名印ナキガ為メニ返
却スルモノアリ夫ノ銀行ニ引越高ナシテ振出スル浪
切手ト稱スルモノ如キハ見テ甚ク稀レナリ之ヲ振
出スル愚人ノ所為ニ係リ決シテ此策ヲ以テ奸計ヲ遂ケ
タルモノ無シ現今右ノ不良切手ハ五千枚中僅カニ一枚
位ノミ(尤小銀行ハ此類ノ切手ヲ振出サル、大銀行ニ
比スレハ稍多シ)午前ノ交換中ニ返却スヘキ切手ア
ルキハ午後四時ニ至ルガ前ニ之ヲ所持ノ銀行主ニ返却
ス三時ヨリ四時マテノ間ハ得意人ヨリ拂込ムコト多キナ
此ニ時間ハ促ツテ交換所モ繁劇ニシテ返却ノ数ハ多
シ然レモ交換所ノ方法甚ク便利ニシテ且処務便ナリ

ヲ以テ遅クトモ其日ハ五時前ニ返却シ其銀行主ニシテ
五時ニハ其切手ノ形ヲ再々得意人ニ還スルヲ得
尤モ五時前ニ店前ヲ鎖ス商人モ多ケレハ此等ハ翌早朝
ニ其切手ヲ受取ルコト例ナリ但モ各銀行主ノ間ハ直チニ
之ガ差引ヲナセリ前述シロバルツ、ルツボツク、エンド、コム
パニ、ド、ワンドン、エンド、ウエスト、ミンストル、バロク、レト
ノ差引残ハ返却前十三万七千三百零二磅一時令ナリシ
然ルニ若シロバルツ、コムパニ、ド、ワンドン、ウエスト、ミン
七十二磅四時令、ド、ワンドン、ウエスト、ミン
トル、バロク、レトヨリ返却スルキハ二十零六十八磅二時令
アルキハロバルツ、コムパニ、ド、ワンドン、ウエスト、ミン
十五万八千四百零六磅三時令ナルハ(非常ニ)印ノ遅刻
ルト、キハ翌日、右ノ如ク且、ス

換差引ノ定

差引決算

差引決算ハ交換所検査役ノ差回ニ依テ為ス処ナリ曩者
 ハ各銀行主ノ差引ヲ立ルルハ五ニ差引残高ヲ規ニ受
 拂タル習慣ナレハ依令ニ其金高ハ交換所ノ立ザル時ニ
 比スレバ固ヨリ減少スルト魚尾猶ホ金銀ノ携帶ニテ難
 當ノ市街ヲ往来スルノ不便アリ故ニ前例ヲ循行セハ「ロ
 ンドン」エント、ウエストミステル、バンク「ハ十三万八千
 百零六磅三時令」ヲ拂渡サハルベカラズ「ロバルト、コムバ
 ニー」ハ之ヲ受取ツテ「ト」ヘ返ラセザルベカラズ然ルニ當今
 ハ因大莊麗ナル屢屋ノ腰石トモ桶スヘキ重要ナル約定
 ラナセシテ以テ金ク此不便利ヲ避クルコトヲ得タリ「ロ
 ンド」ニ於テ各銀行主ハ二十五ノ差引勘定アリ「ロバルト」

千口ハ仕拂フベキモノ若干口ニ受取ルベキモノナリ此
 二十五口ノ差引勘定ヲ貸方ト借方トニ分チテ「ロバルト」ノ計
 表ヲ製ス其貸借ノ差引残高ハ各銀行主ノ其日ニ受取
 へキモノカ又仕拂フベキ惣高ナリ今假リニ「ロンド」エ
 ント、ウエストミステル、バンク「ノ計表ヲ左ニ示スベシ
 (其金額ハ素ヨリ假設ナリ)

交換勘定

月日

代方

	プライエンス	£ 35512 17
12171535	バークレー	
1531066	バーチット	
	ボナロシー	417 12 9
	ブラウツ	2948 11 2
8756621	シター	
	コンフリデー	52415 14 9
	カニター	70 38 2 1
90771197	デムスデール	
	ラーナル	730
	グリーン	15921
2637755	イムペリヤリ	
8829678	ミヨイニド	
	バンクオブイングランド	510 77 5 3
7275157	マーテン	
	メトロポリタ	275 14 4
62127120	ナモイナル	
	ナモイナルプロダクツ	2 317 1 0
9174660	プレスコット	
	ロバーツ	138 10 6
	サウスワーク	
160397159	スミッツ	
13321666	ユニラン	
	ウヰリヤムス	1 740 7 0
727610	ウヰリス	
	カントリークリヤリング	
	ミ、エツチ	
£ 842811 1 10		101547813 0
		872811
	差引残	£ 162567

前例ロハルツ、コ、ト、受取ルキ高ハ、三、万、八、千、百、零、六、磅、三、時、令、ナルヲ以テ其高ハ計表、貸方申出ツ
 右二十五銀行主ノ姓名ノ外ニ、カントリー、クリヤリ、シ、
 英ニシテ、エツチノ二項アリ、カントリー、クリヤリ、シ、
 内地ノ切手ヲ交換スルモノニテ、委細ハ後葉ニ説クベシ
 シ、エツチハ交換所ノ畧字ニテ、急劇ニ決算ヲナスニ際
 シ、失誤アリシモ、フ交換所ノ検査役正誤シタルトキハ
 其高ハ此折内ニ入ルバ、モ、ナリ、此洪水ノ事務ヲ一
 録半銭ノ違算無カラ、シ、ト、欲、ル、ニ、ハ、此方法ナカル
 へ、ラザルハ、吾ノノ想、得、ル、処、ナ、ル、計表ニ
 ハ、其ニ折内ニ金高ヲ記セス、
 ハ、夫、ト、記入スルモ、知
 五、五、限、行、主、ハ、夫、ト、記入スルモ、知
 立、テ、毎、日、レ、ハ、

天合セテ、其勘定ハ、差アリ
千六百六十七、磅、十一、時、分、二、辺
ル手頃ヲ以テ之ヲ清算スル
ナリ此残高ハ、交換銀行主
扱ヘリ前ニ述ル如ク、英倫銀行
銀行主ハ、交換勘定ノ外ニ、皆
高マテ扱交換所、於テ、知
キ、其、検査役ニ、二十六、ノ、振替
其時ノ模様ニ、因リ、交換勘定ヲ振替
証各ニ扱リテ各銀行ノ勘定ヲ振替
或ハ借方ニ記入ス、ナリ前例「ロ
ニ、ス、ト、ル、バ、ン、ク、ヲ、以、テ、之、ヲ、言、ハ、バ、差、別、仕、拂、高、六、方
二千磅餘、其銀行勘定ノ借方ニ記入
ニ、ス、ト、ル、バ、ン、ク、ヲ、以、テ、之、ヲ、言、ハ、バ、差、別、仕、拂、高、六、方

方ニ記入、及、コ、ム、パ、ニ、レ、ノ、勘、定、ハ、其、貸、方、ニ、記
入、ル、交、換、所、勘、定、ノ、借、方、ニ、記、入、ス、然、レ、ハ、交、換、所、勘、定、ハ、儲、ニ、計
算、ノ、便、ヲ、與、フ、ル、為、メ、ナ、ル、フ、知、ル、ハ、キ、ノ、ミ、英、倫、銀、行、主、ハ、出
交、換、所、ノ、社、中、ナ、リ、ト、雖、モ、唯、モ、二、十、五、銀、行、主、ヲ、宛、テ、振、出、
ニ、シ、ル、切、手、ヲ、得、意、人、ヨ、リ、拂、込、ム、キ、之、ヲ、取、立、ツ、ル、ノ、ミ、ニ
モ、テ、手、形、ノ、仕、拂、ヲ、ス、ト、無、シ、故、ニ、上、ノ、計、表、ヲ、見、レ、バ、英
倫、銀、行、ハ、五、十、一、ノ、七、百、七、十、五、磅、十、五、時、令、二、辺、尼、ノ、巨
額、ヲ、貸、方、ニ、記、セ、リ、○、英、倫、銀、行、ハ、自、家、ノ、宛、テ、振、出、シ、タ、ル
切、手、ヲ、必、ス、シ、モ、交、換、所、ノ、如、ク、仕、拂、フ、ニ、及、バ、其、故、ハ、前
ニ、述、ベ、シ、如、ク、各、銀、行、主、ハ、英、倫、銀、行、主、ノ、定、メ、開、ク、ラ
以、テ、英、倫、銀、行、ノ、切、手、其、他、ノ、切、手、ハ、直、ニ、之、ヲ、振、
込、レ、テ、其、方、ニ、記、入、シ、タ、ル、ハ、右、ノ、如、ク、ナ、ル、カ、故
行、ハ、同、一、交、換、所、ノ、カ、リ、ト、目、カ、リ、ト、特

先
ナスニ用
引残高
キニ其也ヨリ交換所
倫銀行
信任ヲ得ルノ保証
此法
其組立方ト其勘定
心

第一得意人ノ切手法
第二得意人ヨリ始メ各銀行ニ切手ノ集合
第三交換所ノ切手各銀行主ノ間ニ差引ノ立テ、受取高
ヲ或日スル

第四銀
トナスル
差引高ヲ再ニ減縮シテ一箇ノ差引高

第五二十六ノ差引高ノ交換所ノ終ニ英倫銀行
吸入セラルル

蓋ニ龍動銀行主ニ交換所方法ホド結構完全ニシテ且ツ論
和ニ合フモノ有ル無エ之ヲ發明セシ英人ハ實ニ之レヲ
誇稱スルニ足ルニ其欲ニ腦乱セル
貨幣ヲ假ラズニテ貨財ニ交換スルヲ得ルヲ以テ
他區人々心底ニ銘記セシメガ爲メニ尚覆説スベキ件
リ交換事務ニ付テ銀行主ノ下銀行主ノ
ヲ憑ムト無ク得意人ノ勘定
ンバ切手
上拂
上等ノ得意人ノ切手

令ハ茲 馬ノ人アシ朝ニ千磅ノ引或高
其一日中ニ一不磅ノ切手 振出ス 且シ他
リ切手ノ受取ノ銀行勘 拂込ミケル
ニ不磅ノ満ツルハ切手ニシトス此受拂ハ銀行ニテ交
換所ノ手段ヲ以テ毎日 馬ニ其勘定ノ差引ヲ立
或ハ 中ニ空魚ノ權ニテ誤リニ恐懼スルモノアルベシ
反 二不ノ注意ノ相謀テ互ヒニ各自ノ引或高ニ起ユ
ル切手ヲ振出シ之 以テ各自ノ勘定ニ拂込キハ其切
手ハ差支ナク交換所ノ經ル得ヘシト思ハシ然レモ箇
様ノ欺騙ハ忽チニ露頭ニテ逐々シテ能ハス双方ノ勘定
返却ノ切手ニ非ズニ銀行主ハ常ニ其人ノ勘定中ニ差引
ノ入金ヲ以テ非ズニ決メテ切手ヲ仕切ハズ此手段ヲ

以テ勉メ右ノ如ク信條ヲ拒絕シ且以テ自家ノ損失ヲ
預防セム此ノ金 僅カテ抄時ノ前ニ拂込ムモ妨
ト雖ニ免角銀行ニテ切手ヲ仕切ノ前ニ拂込マサルベシ
ラス
此最童ナル規定ヲト雖氏銀行主ハ若シ富豪ノ得意人
ヨ 此レノ切手ニテ各式ニ過誤アルベシト思フカ
或ハ 昔ヲ通シテ其日ノ間ニ合ハザルベシト見込ム
片ハ銀行主ノ了簡ニ依 此ヲ仕拂テアリ然レモ
斯ノ如ク切手ノ基ヲ稀シ 以テ例外ト見做スベキナリ
時々實ニ切手ヲ返却ス 下アルハ切手
ノ贅スルニ非ズハス
銀行主 或ハ危難ヲ生スル
ノハ一銀

一、我
二、我
三、我

可
行
等

物、世間、現金、高、多寡、依、昂、低、此、ヨリ

ハ、貨幣、功、用、多、寡、其、功、用、モ、後、テ、増、加、ス、ル、モ、ノ

、商、一、年、引、増、加、ス、ル、高、ハ、減、少、ス、ル、ト、モ、物、品、ノ、價、値、ニ、動

十、搖、動、サ、シ、テ、取、引、ス、ル、文、々、全、ク、貨、幣、ノ、用、ヲ、減、ス、

貨、幣、功、用、ヲ、以、テ、交、換、レ、比、列、ス、ル、ニ、少、シ、モ、變、ス、

一、點、ハ、明、解、キ、ニ、苦、シ、ム、ナ、リ、何、レ、ト、シ、ト、

物、品、交、換、レ、ハ、代、ハ、剛、幣、ノ、実、力、ハ、

五三

交、換、ノ、証、拠、ヲ、ナ、ス、之、反、シ、

、交、換、所、法、ハ、全、ク、貨、幣、ニ、代、ハ、ル、モ、上、決、

、考、據、ハ、交、換、所、ニ、テ、実、際、行、フ、所、ノ、簡、便

、他、國、ノ、割、合、ヨ、リ、少、許、ノ、貨、幣、ヲ、以、テ、洪、大、ノ、營

、實、験、上、ノ、歴、タ、リ、而、シ、テ、之、ハ、龍、動、交、換、所、

、居、多、ク、云、ハ、龍、動、ハ、中、心、ニ、テ、内、外

、輻、輳、ニ、テ、諸、商、民、ノ、決、算、

、金、ト、シ、テ、剛、幣、

、右、レ

本

レ場レ故ニ佛蘭西ニテ兩本レ

交換所ノ設立スル其國ニ則テ與フ

記臆ニキモアリ先ツ銀行法ヲ英國ト同

一般ニ理會スル所トナル迄ハ獨ラ交換

能ハサルニシテ其成功ヲ奏スルニ云

法制ノ礙ケレ或ハ詐偽度

依テ其極ニ相討ニ至

上

ルニ換所ハ其發達甚ニシテ

相對ニ止メ完全ナル切手法ヲ發達

得セシメ規則風習皆英國ノ方

政ハ英國ノ方ハ實際ト計算上ノ成功ニ

英國ノ法ヲ行フハ佛國ノ政事家先覺者銀行

盡力ヲ行ナリ

換法ヲ活シテ久クメカラザルニカナレ

供給ニ充テテ或ハ他ノ事ヲ行セラレ

常此方法ヲ獎勵セ

都邑ノ全

送付スル

龍動ノ交換銀行

手面ノ一隅ニ其エトセント

モノニシテ切手ヲ拂込

テ換スル

分額ニテ其エトセントナル銀行主ニ交

ニ之ヲ内地銀行主ニ送致シテ証明セ

功ニ向ノ次第ヲナスナリ得意人ヨリ内

六日ヲ経テ後其貸ナニ記入

國庫行主ノモニ限

蘇格

五九

ノ銀行ノ未

テハ内地ノ換

貸借約定ハ二日

ヲ参照スベシ

内

ハ内地切手ノ如キ

リバ

テ

左ノ附録

ツボツ

各

朝交換

受取ル

内地交換

二時三十分ヨリ

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

朝交換ハ九時ニ開クベシ

内地交換ハ十一時ニ開クベシ

二時三十分ヨリ

午後交換ハ二時三十分ニ開クベシ

午後交換ハ二時三十分ニ開クベシ

午後交換ハ二時三十分ニ開クベシ

午後交換ハ二時三十分ニ開クベシ

午後交換ハ二時三十分ニ開クベシ

午後交換ハ二時三十分ニ開クベシ

午後交換ハ二時三十分ニ開クベシ

午後交換ハ二時三十分ニ開クベシ

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

切手

五

午後交換

時ヨリ

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

午後交換

土曜日(四日を除く)

朝ハ九時ニ開クベシ

内地交換ハ十一時ニ開クベシ

ハ十一時三十分ヨリ

午後交換ハ一時ニ開クベシ

午後交換ハ一時ニ開クベシ

午後交換ハ一時ニ開クベシ

午後交換ハ一時ニ開クベシ

午後交換ハ一時ニ開クベシ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

切手類ノ受取ハ五時ヨリ

(即チ最) 交換ト定メタリ時辰ヲ報スト並ニ返却ノ于続中
 頭ニ包ミテ分符スルノ能ハザルモ是レヲ渡ス推利
 最尾ノ交換ト定メタリ時辰ヲ報スト並ニ返却ノ于続中
 ナル諸事却切手ハ其日午受取り貸方ニ登記セザルニカ
 テス
 株式取引所約定期日ニ当ル其日ノ惣計ハ毎月交換所ノ
 掲ハニ記サスニ其日ハ返却切手ノ受取時刻ハ五
 タルニシ
 換書ニザル切手ニ兼テナヤル手形ヲ返却トモ
 交換所ノ還付スル片之取持スル交換存記ハ委細ニ其
 旨ヲ交換
 而シテ若シ其入取人ノ手形

五七

之ヲ検査ニ付
 ノ出ル迄ハ
 何故ニ拒却セシモ其存シテ記載スルモノニアテスニバ
 返却切手ヲ受取ルニテラハ
 返却切手ノ記載スル片ハ返却切手ヲ受取り貸方ニ
 記入スルニヨリトス而シテ右ノ如ク記載スル切手
 類ハ受取り貸方ニ記入スルヲ拒ムベカラス
 計表面ニ記載シタル切手ヲ返却スル片ハ其計表面ニ符
 シテ符ニ其高文ケヲ記シ之ト突合ハシ
 符ニ符付シタル箱内ヨリ五十磅以上ノ差ヲ生スル片ハ
 各自ノ計表ヲ製スル前ニ之ヲ改正シテ其勘定中ニ入
 可入ニ

而、規則ニ遵、
 ル、
 考定、
 其旨、
 報告スル、
 命ニ後、
 制定ス

會長

千八百六十二年七月一日

デオルチ、カール、グリッ

貴下

謹テ三月三十日ニ終、
 一年間交換所ノ事務ヲ示スニ、
 別紙計表ヲ閱覽ニ供ス、
 右二月三十日ト稱、
 第四ノ年ニシテ、
 右ノ總計ヲ蒐集セシ

四ヶ年ノ全額

一ヶ年間全額	例月日	株式取引所勘定日	期限日
千八百六十七年ヨリ 六千八百七十一	三三三、七四一、〇〇〇	一四七、一三三、〇〇〇	四四四、四三三、〇〇〇
同六十八年ヨリ 六千九百零一年	三三三、五五九、〇〇〇	一六一、八六一、〇〇〇	五五〇、六三三、〇〇〇
同六十九年ヨリ 七千零一年	三三三、〇六三、〇〇〇	一六八、五三三、〇〇〇	五九四、七六三、〇〇〇
同七十一年ヨリ 七千零一年	四、一八四、六四〇、〇〇〇	一八六、五七〇、〇〇〇	六三三、九九六、〇〇〇
千八百七十一年三月三十日ニ終ル一年間ニハ			一六九、一四一、〇〇〇

於テ、
 切手、
 全額ハ、
 千八百七十一年ニ比ス
 一、
 二億九千七百八十四万一千磅ノ増加シ、
 千八百六十八年ニ比シ、
 七億六千六百零五万三千磅ノ増加セリ
 千八百七十一年ニハ、
 二月、
 四月ニ交換セ

